

回覧 ながのけん

くらし得情報

MARUTOKU

6
JUNE 2011

- 県消費生活センターにご相談ください! 1
- いま、このような相談が寄せられています 2,3
- くらしのミニ知識 他 4

『困った』『どうしよう』など消費者トラブルでお困りのときは、 消費生活センターにご相談ください!

長野消費生活センター ☎026-223-6777 FAX:026-223-6771

(長野市大字中御所字岡田98-1 県長野保健福祉事務所庁舎1階)

松本消費生活センター ☎0263-35-1556 FAX:0263-35-0949

(松本市中央1-23-1 松本商工会館内)

消費生活センターおかや ☎0266-23-8260 FAX:0266-23-8248

(岡谷市中央町1-1-1 ララオカヤ1階)

飯田消費生活センター ☎0265-24-8058 FAX:0265-21-1703

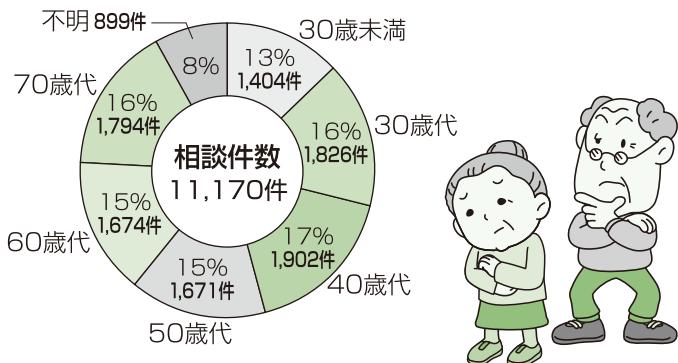
(飯田市追手町2-641-47 飯田市美術博物館隣)

上田消費生活センター ☎0268-27-8517 FAX:0268-25-0998

(上田市材木町1-2-6 県上田合同庁舎6階)

平成22年度は、全県で11,170件のご相談が寄せられました。

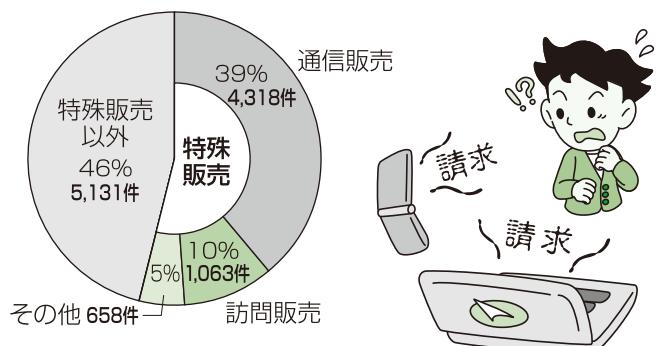
年齢別円グラフ



・若者から高齢者まで幅広い年齢層の方からご相談をいただいています。

・前年度と比較すると、60歳代以上の高齢者の割合が増えています。

販売形態別円グラフ



・特殊販売(注1)のうち通信販売の割合が高くなっていますが、これは携帯電話やパソコンでのワンクリック請求、身に覚えのない架空請求の相談が多くを占めています。

・特殊販売以外には、多重債務の相談などが含まれています。

(注1)特殊販売とは…訪問販売、電話勧誘販売、通信販売など特定商取引法に定められた5類型をいいます。店舗での契約と異なり、消費者トラブルが生じやすいため、事業者が守るべきルールや消費者を守るルールが定められています。

いま、消費生活センターには このような相談が寄せられています。

震災に便乗した悪質商法にご注意を!

災害時の混乱や、被災者を支援したいという気持ちにつけこんだ便乗商法と疑われる相談が寄せられています。

義援金詐欺が疑われる事例

- 義援金募金のお願いと称して、公的機関を名乗り、家を直接訪問したり、電話をかけてくる。
- 売上金の一部を義援金にすると話し、商品購入の勧誘電話をかけてくる。



アドバイス

- 国・県・市町村など公的機関が募金をお願いするために、自宅を訪問したり、電話をかけたりすることはありません。
- 募金先が信頼できる団体等か必ず確認してください。
- 電話での勧誘には注意し、必要がないものであればきっぱりと断りましょう。

便乗商法が疑われる事例

- 地震が来ると危ないからと不安をあおり、屋根工事の勧誘をしつこくする。
- 行政から補助金が出ると話し、リフォーム工事の勧誘をする。



アドバイス

- その場ですぐに契約してはいけません。頼んでもいないのに押しかけてきて、しつこく勧誘などをする業者は警察や消費生活センターに連絡してください。
- 公的な制度については、業者の説明をうのみにせず、必ず自治体に確認してください。

未公開株・社債のあやしい儲け話にご注意を!

「未公開株の購入を勧められて購入したが上場されない」
「お金を払ったら業者と連絡が取れなくなってしまった」
という相談が増えています。

アドバイス

- 安易な儲け話はきっぱりと断りましょう。
- 公的機関を名乗るケースは注意しましょう。
- 支払ったお金を取り戻すのは難しいので、あわててお金を支払わないようにしましょう。
- 過去に取引経験のある消費者は特に注意しましょう。
- 高齢者のトラブルが多いので、家族や地域で見守りましょう。



お手持ちの商品券のご確認を!

平成22年4月に「資金決済法」が施行されたことにもない、「商品券が使えなくなると聞いたが本当か」「払戻しはどうすればよいのか」という相談が増えています。

法律の内容

- 商品券(ギフトカード、プリペイドカード等含む)の発行者は、商品券の利用を終了したい場合、60日以上の払戻し期間を設ければ、期間後は消費者からの払戻しに対応しなくてもよくなりました。

アドバイス

- お手持ちの商品券について、券面に記載されている有効期限内であったとしても、商品券の利用が終了され、払戻し手続がされていないか発行者に確認してください。
- 商品券の払戻し手続を実施中・実施予定の発行者は次の金融庁のホームページで確認できます。
金融庁ホームページ「商品券(プリペイドカード)の払戻しについて」
<http://www.fsa.go.jp/policy/prepaid/>
- なお、商品券の払戻し申出期間が終了しても、債務の弁済を請求することは可能です。直ちに廃棄したりせず、必ず発行者に取扱いをお問い合わせください。



このほかにも、いろいろな相談が寄せられています。少しでも、不審、不安に感じたら、すぐにお近くの消費生活センターへ相談してください。

くらしのミニ知識

「太陽光発電の余剰電力買取制度って？」

太陽光発電による電気が、自宅等で使う電気を上回る量の発電をした際、その上回る分の電力を10年間電力会社に売ることができる制度です。

買取に必要となる費用は、「太陽光発電促進付加金」として電気料金に上乗せされ、電気の使用量に応じて、一般家庭、事業所などすべての利用者で負担します。



※「太陽光発電促進付加金」の負担が平成23年4月分の電気料金から始まります。負担額は、毎月の電気使用量に各地域の電力会社の「太陽光発電促進付加金単価」を乗じた額になります。

電気料金=基本料金+電力量料金+太陽光発電促進付加金(付加金単価×電気使用量)
詳しくは、経済産業省 資源エネルギー庁 再生可能エネルギー推進室へ TEL0570-057-333
ホームページ <http://www.enecho.meti.go.jp/kaitori/>

消費者被害防止などのお話をさせていただく

消費生活出前講座を承ります!

県消費生活センターでは、職員がみなさまのお集まりの場所に出向いて、悪質商法の手口や対処方法などのご説明をさせていただきます。

出前講座の例

消費者の会、地域の集まり

高齢者の集まり(老人クラブ、いきいきサロンなど)

高齢者や障害者を訪問する民生委員、介護ヘルパー等の研修会

高等学校(高校生の卒業前総合学習やPTA集会など) など

お申込みは、まずはお電話で各消費生活センターへご連絡ください。

日程を調整させていただきお受けいたします。

申込用紙は、下欄の県消費生活情報ホームページに様式がありますのでご利用ください。



編集・発行 長野県企画部 消費生活室
E-mail shohi@pref.nagano.lg.jp

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1
TEL026-223-6770 FAX026-223-6771

くらし得情報 はインターネットでもご覧いただけます。また、県では「消費生活情報メールマガジン」も配信しています。詳しくは県消費生活情報ホームページをご覧ください。

● <http://www.nagano-shohi.net/>

